

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還） 19

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43794

大臣ブリッキング (43815)

極秘

次官 藤田 情報部長 藤田 陸軍部長 藤田
 参事 藤田 自衛部長 藤田 米局長 藤田
 藤田 藤田 藤田 藤田
 大任 74-7 (沖龍肉題) 等。

43.8.15
 米局長

昨15日午後3時頃 新添文書(1.2-沖龍, 3-各地肉題)
 在配布の上 行方は 74-7 中 沖龍肉題の案と

下記のとおり。(出席者: 大任, 次官, 藤田, 藤田, 藤田,
 官, 陸軍部長, 米局長, 自衛部長, 藤田, 藤田,
 米局長, 米局長。書類配布先: 自衛部長, 米局長, 藤田)

記

(沖龍肉題の進め方) 43.7.15
 (沖龍の各地肉題) 43.8.6
 1. (新添1, 2 在配布の上) 大任 23 (1) 米大能
 能達等 前 かつ 平和未達成の恐れあり
 極大肉題に米側と協(合)の時期尚早である

GA-5

外務省

のみならず、今更に各々つねつと有とて被り
 取らざるに在る 慎重に扱ふ。(1) 以上 後 米
 PTP 政策再検討 有る得らば; 折國務長官
 と外相, 次 40 折大能化と 協 議 の 程
 (1) 沖龍肉題 等 23 行 心 主 2, (1) 等
 合 11 相 議 等 23, 3 協 局 長 任 命 5 2 3 1 2
 にとりて, 核肉題 等 23 2 2 2 2 2 2 2
 子に 止められ 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
 2. 2 2 2 2 2 (1) 次 官 藤田 藤田 藤田 藤田 藤田 藤田
 (1) 明年 12 月 予 想 地 球 商 議 会 議 に 備 じ 今 亦 予 想 地
 12 月 2 日 在 4 7 月 2 日 在 11 日 出 達 あり
 (2) 政府 が 意 見 米 外 交 軍 事 政 策 の 基 本 的 案 2 2
 1 2 在 11 日 出 達 あり, 当 方 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 (米 側)
 と 協 議 有 限 度 上 米 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
 が必要 あり, と し か 言 出 あり あり; 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

GA-6

外務省

(1) 国合化時に、いつまで「自派」で維持されるか
 否(有る、と推指(在り、~~自派~~)
 (国民感情上は)

(2) 大尾は④自派で頑張るべきだ(①)ハトム
 戦争が片付かないと、王子十佐世侯の如く
 (宮内省の形行はる)

問題か二(か)るのみで、沖籠はついでに介
 在: ~~自派~~ (1) 先般国会答弁でも「ハトム
 とはして、
 戦争中の軍費優先と云ったが、基地の新築も
 地割土壌が、自派でやろうが、と
 答)と 答之在。

3. 局長抄 総理に對し 郵法の結果を報告
 した(と推指) (1) 水と等(在) ~~自派~~ (大尾
 (と云))

は 具体的に話を進められたが、総理に言は
 せられないと不可なりか、22日(在) 方針でやっ
 行くの在るか... (稍不明瞭に) 述べた。右
 北米局長より、(南土並) 2-2 交渉を申し出た(と云)と
 (と云方針)

世福は納得(在)といふ 説が有るが如何
 考へた代と 復内(在)に對し、大尾は交渉は
 方針(在) ~~自派~~ (在) 「世福は先分既に入
 113, どの (8-2) (在) 交渉 2-2 方針(在) 在

了(在) と答之在。

極 秘
無 期 限
10 部の内
2 号

の
別
添
一

沖縄返還問題の進め方について

昭和43. 7. 15
アメリカ局長

1. 沖縄返還問題は、客年11月の日米会談において両政府間の話合いの対象とされることとなつた次第であるが、本件経緯次のとおり。

(1) 客年7月15日の外務大臣・米大使会談において、大臣より、沖縄の戦略的役割り及び安保条約、地位協定の沖縄への適用上生ずべき問題につき日米間において検討方提案し、9月大臣訪米の際国務長官に対し、沖縄問題について従来*の*いわば極東情勢の変化待ちと*い*うことから一歩を進め、返還を可能ならしめるような基地の地位を探求するとの見地より、前記2点を検討すべき旨を説き、降つて11月の日米会談において、「沖縄の施政権を日本に返還するとの方針の下に」沖縄の地位について共同かつ継続的な検討を行なうことに合意した。

(2) 前記7月の大臣・米大使会談の前後におい

て、基地の地位に関し事務的に種々米側と話合つたが、米側は、問題は沖縄の基地がその軍事的役割りを果すため「最少限」いかなる程度の自由を与えられるべきかということではなく、日本自身において日本の安全、極東の平和と安全のため、沖縄の基地がいかなる姿であることが日米双方にとり最大限の利益であるかについての判断があるべきであり、究極的には米国はこの判断に適応して行かなければならない立場にあるとし、基地の具体的条件の問題にはふれえずに終つている。

(3) 9月の大臣訪米の際、基地の地位の問題を大臣が提起したのに対し、米側は、(イ)米国は防衛の責任を引受ける以上はこれを遂行する手段を与えられなければならない(国務長官)、(ロ)問題は極東の安全のための行動の自由と核の持込みであるが(米大使)、(ハ)防衛のため核が必要であるという点は問題なく(国防長官)、核を必要の場合持込みうるということ(核基地のオプション)が必要である(国務

長官)、(日)日本にきわめて困難な事情のあることは承知しているが、これらの点について政治的負担を引受けるか、あるいは現状を継続するか、の日本の選択の問題である(国務長官、国防長官)、等の見解を示した。

- (4) 以上の経緯より明らかなるごとく、米側は、戦闘作戦行動及び核持込みに関し、わが方がなんらかのフォーミュラを提起しない限り、「継続的検討」を実質的に進める手掛りがないとの立場をとっており、これらの点についてわが方が「白紙」の立場をとり続ける限り、たとえば在沖繩基地の現状とか、その整理とかの問題をとり上げようとしても、容易に必ずとは期待し難い。

2. かくして施政権返還を目標としての「継続的検討」は、爾来実質的進展をみていないが、特に次の事情を考慮すれば、その具体的促進を図る時期になつていると考えられる。

- (1) 日米共同声明において、「両3年内に返還時期の目途をつける」という総理の強い意図

が記録されていること。

- (2) 今秋の沖繩主席公選の結果いかに拘わらず、在沖基地運営上の問題は逐次困難の度を加えて行くと予想され、日米両政府は施政権返還問題の核心に対処せざるをえない状況になつて行くと考えられること。

- (3) 安保条約のいわゆる1970年問題との関連において、沖繩問題についてより具体的な政府の方針の表示を迫られるであろうこと。

- (4) さらに具体的には、仮に明年夏以降総理訪米を計画するとすれば、沖繩問題について実質的にきわめて重要な討議を行なうということではならぬこと。

3. 沖繩返還は、小笠原の場合と異なり、基本問題についての政治的決断なくしては米側との話し合いを試みることも困難である。この点を考慮しつつ今後の進め方を考えてみるに次のとおり。

- (1) 8月中に大臣及び総理と勉強会を行ない、(イ)およびそのタイム・テーブル、及び何基本的考え方の整理に努める。もつとも明確な結論

は期待し難いであろう。

(2) 9月の日米安保協議の際、「基地の地位」の展望を試みる。

(3) 9～10月の大臣訪米のための準備作業の段階で再び米側との話合いの出発点の探求に努める。

(4) 12月の日米政策企画協議の機会を利用して、米側責任者と沖縄問題の長期的検討を試みる。

(5) 明年1月勿々通常国会に備えて、大臣及び総理と勉強会を行ない、総理訪米問題を含め、爾後の進め方を決定する。

4. 沖縄返還問題も結局わが国の防衛姿勢の問題になるが、「基地の地位」については、(1)有事に際しての核のオプション、並びに(2)戦闘作戦行動のための自由使用について、わが方の基本的態度を固める必要がある。